

サポート情報

「食品学Ⅱ（改訂第4版 第1刷）」

本書の一部内容につきまして、最新の情報に基づき以下の通り補足・訂正いたします。

（第1刷：2022年2月20日発行）

頁	該当箇所	訂正前	訂正後																																																															
191	2～3行	国内で承認されている遺伝子組換え作物は、とうもろこし、だいず、なたね、綿、パパイヤ、アルファルファ、てんさい、じゃがいも（2019（令和元）年現在）で、	国内で承認されている遺伝子組換え作物は、とうもろこし、だいず、なたね、綿、パパイヤ、アルファルファ、てんさい、じゃがいも、 <u>からしな</u> （2022（令和4）年現在）で、																																																															
203	5～6行	新たな JAS マークは、2022（令和4）年3月までに移行することとなっている。	新たなJASマークへは、2022（令和4）年3月までに <u>移行することとなった</u> 。																																																															
204	表 9-1	<p>[以下に差し替え]</p> <p>表 9-1 一般および特定 JAS 規格が設けられている食品（2024（令和6）年6月現在）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>即席めん</td> <td>ジャム類</td> <td>熟成ハム類</td> </tr> <tr> <td>乾めん類</td> <td>果実飲料</td> <td>熟成ソーセージ類</td> </tr> <tr> <td>マカロニ類</td> <td>炭酸飲料</td> <td>熟成ベーコン類</td> </tr> <tr> <td>植物性たんぱく</td> <td>りんごストレートピュアジュース</td> <td>そしゃく配慮食品</td> </tr> <tr> <td>しょうゆ</td> <td>豆乳類</td> <td>手延べ干しめん</td> </tr> <tr> <td>ウスターソース類</td> <td>農産物缶詰および農産物瓶詰</td> <td>地鶏肉</td> </tr> <tr> <td>風味調味料</td> <td>畜産物缶詰および畜産物瓶詰</td> <td>人工種苗生産技術による水産養殖</td> </tr> <tr> <td>ドレッシング</td> <td>水産物缶詰および水産物瓶詰</td> <td>産品</td> </tr> <tr> <td>醸造酢</td> <td>農産物漬物</td> <td>障害者が生産行程に携わった食品</td> </tr> <tr> <td>トマト加工品</td> <td>ハム類</td> <td>及び観賞用の植物</td> </tr> <tr> <td>にんじんジュースおよびにんじん</td> <td>プレスハム</td> <td>持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉</td> </tr> <tr> <td>ミックスジュース</td> <td>ソーセージ</td> <td>精米</td> </tr> <tr> <td>乾燥スープ</td> <td>ベーコン類</td> <td>大豆ミート食品類</td> </tr> <tr> <td>マーガリン類</td> <td>ハンバーガーパーティ</td> <td>プロバイオニクス技術による</td> </tr> <tr> <td>ショートニング</td> <td>チルドハンバーグステーキ</td> <td>養液栽培の農産物</td> </tr> <tr> <td>精製ラード</td> <td>チルドミートボール</td> <td>みそ</td> </tr> <tr> <td>食用精製加工油脂</td> <td>削りぶし</td> <td>ベジタリアン又はヴィーガンに適</td> </tr> <tr> <td>食用植物油脂</td> <td>煮干魚類</td> <td>した加工食品</td> </tr> <tr> <td>ぶどう糖</td> <td>パン粉</td> <td>低たん白加工処理玄米の包装米飯</td> </tr> <tr> <td>異性化液糖および砂糖混合異性化</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>液糖</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[農林水産省：JAS一覧 飲食物品、より引用]</p>		即席めん	ジャム類	熟成ハム類	乾めん類	果実飲料	熟成ソーセージ類	マカロニ類	炭酸飲料	熟成ベーコン類	植物性たんぱく	りんごストレートピュアジュース	そしゃく配慮食品	しょうゆ	豆乳類	手延べ干しめん	ウスターソース類	農産物缶詰および農産物瓶詰	地鶏肉	風味調味料	畜産物缶詰および畜産物瓶詰	人工種苗生産技術による水産養殖	ドレッシング	水産物缶詰および水産物瓶詰	産品	醸造酢	農産物漬物	障害者が生産行程に携わった食品	トマト加工品	ハム類	及び観賞用の植物	にんじんジュースおよびにんじん	プレスハム	持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉	ミックスジュース	ソーセージ	精米	乾燥スープ	ベーコン類	大豆ミート食品類	マーガリン類	ハンバーガーパーティ	プロバイオニクス技術による	ショートニング	チルドハンバーグステーキ	養液栽培の農産物	精製ラード	チルドミートボール	みそ	食用精製加工油脂	削りぶし	ベジタリアン又はヴィーガンに適	食用植物油脂	煮干魚類	した加工食品	ぶどう糖	パン粉	低たん白加工処理玄米の包装米飯	異性化液糖および砂糖混合異性化			液糖		
即席めん	ジャム類	熟成ハム類																																																																
乾めん類	果実飲料	熟成ソーセージ類																																																																
マカロニ類	炭酸飲料	熟成ベーコン類																																																																
植物性たんぱく	りんごストレートピュアジュース	そしゃく配慮食品																																																																
しょうゆ	豆乳類	手延べ干しめん																																																																
ウスターソース類	農産物缶詰および農産物瓶詰	地鶏肉																																																																
風味調味料	畜産物缶詰および畜産物瓶詰	人工種苗生産技術による水産養殖																																																																
ドレッシング	水産物缶詰および水産物瓶詰	産品																																																																
醸造酢	農産物漬物	障害者が生産行程に携わった食品																																																																
トマト加工品	ハム類	及び観賞用の植物																																																																
にんじんジュースおよびにんじん	プレスハム	持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉																																																																
ミックスジュース	ソーセージ	精米																																																																
乾燥スープ	ベーコン類	大豆ミート食品類																																																																
マーガリン類	ハンバーガーパーティ	プロバイオニクス技術による																																																																
ショートニング	チルドハンバーグステーキ	養液栽培の農産物																																																																
精製ラード	チルドミートボール	みそ																																																																
食用精製加工油脂	削りぶし	ベジタリアン又はヴィーガンに適																																																																
食用植物油脂	煮干魚類	した加工食品																																																																
ぶどう糖	パン粉	低たん白加工処理玄米の包装米飯																																																																
異性化液糖および砂糖混合異性化																																																																		
液糖																																																																		
	図 9-2 右下 試験方法 JAS マーク	<p>[以下に差し替え]</p> 																																																																

	3行	マークが制定されることになった (図9-2).	マークが制定された (図9-2) .				
206	表9-2	<p>[以下に差し替え]</p> <p style="text-align: center;">表9-2 表示されるアレルギー物質 (特定原材料について)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">必ず表示される8品目 (特定原材料)</td> <td style="padding: 5px;">卵, 乳, こむぎ, そば, らっかせい, えび, かに, くるみ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">表示が勧められている20品目 (特定原材料に準ずるもの)</td> <td style="padding: 5px;">アーモンド, あわび, いか, いくら, オレンジ, キウイフルーツ, 牛肉, さけ, さば, だいち, 鶏肉, パナナ, 豚肉, もも, やまいも, りんご, ゼラチン, ごま, カシューナッツ, マカダミアナッツ</td> </tr> </table>		必ず表示される8品目 (特定原材料)	卵, 乳, こむぎ, そば, らっかせい, えび, かに, くるみ	表示が勧められている20品目 (特定原材料に準ずるもの)	アーモンド, あわび, いか, いくら, オレンジ, キウイフルーツ, 牛肉, さけ, さば, だいち, 鶏肉, パナナ, 豚肉, もも, やまいも, りんご, ゼラチン, ごま, カシューナッツ, マカダミアナッツ
必ず表示される8品目 (特定原材料)	卵, 乳, こむぎ, そば, らっかせい, えび, かに, くるみ						
表示が勧められている20品目 (特定原材料に準ずるもの)	アーモンド, あわび, いか, いくら, オレンジ, キウイフルーツ, 牛肉, さけ, さば, だいち, 鶏肉, パナナ, 豚肉, もも, やまいも, りんご, ゼラチン, ごま, カシューナッツ, マカダミアナッツ						
	3~5行	2020 (令和2) 年12月現在, 必ず表示する必要がある品目 (特定原材料) は, 卵, 乳, こむぎ, そば, らっかせい, えび, かにの7品目である. また, 特定原材料に準じてアレルギーを起しかねないものとして, あわび, いか, いくらなど21品目についても,	2023 (令和5) 年3月現在, 必ず表示する必要がある品目 (特定原材料) は, 卵, 乳, こむぎ, そば, らっかせい, えび, かに, <u>くるみの8品目</u> である. また, 特定原材料に準じてアレルギーを起しかねないものとして, あわび, いか, いくらなど <u>20品目</u> についても,				
207	↑10~↑8行	2016 (平成28) 年8月現在, だいち (えだまめおよび大豆もやしを含む), とうもろこし, じゃがいも, なたね, 綿実, アルファルファ, ^{てんさい} 甜菜, パパイアの8種類の農産物で,	2022 (令和4) 年3月現在, だいち (えだまめおよび大豆もやしを含む), とうもろこし, じゃがいも, なたね, 綿実, アルファルファ, ^{てんさい} 甜菜, パパイア, <u>からしなの9種類</u> の農産物で,				
207 頁最終行~208 頁2行		任意で表示することは可能である (表8-2, p.191 参照). ただし, 任意表示制度は2023 (令和5) 年4月より制度の変更が予定されている.	任意で表示することは可能である (表8-2, p.195 参照). ただし, 任意表示制度は2023 (令和5) 年4月より <u>制度が変更</u> されている.				
211	練習問題 (1) ③	[以下に差し替え] ③JASが規格対象としているものは, 農林水産物と食品の品質だけである.					
223	第9章 (1) ③	[以下に差し替え] ③現在は, 農林水産物と食品の品質だけでなく, 「取扱方法」や「試験方法」などにもJAS規格が拡充されている.					

2024年7月26日
株式会社南江堂